

渇水対策関係省庁会議幹事会の開催結果

1. 日時 平成 20 年 8 月 27 日（水） 16:00 から
2. 場所 内閣府本府 5 階特別会議室
3. 渇水の状況
今年7月から四国を中心とした少雨のため渇水傾向となっており、現在、全国一級水系 109 水系のうち 6 水系（那賀川水系（一時解除中）、吉野川水系、重信川水系、仁淀川水系、木曾川水系、江の川水系）で取水制限が実施され、2 県 7 市 3 町で給水制限が実施されている。とりわけ、四国の水瓶である吉野川水系早明浦ダムでは、21 日に第 4 次取水制限が実施されており、本日の貯水率は約 5 % と大変厳しい状況となっている。
4. 体制の整備
 - (1) 渇水に関する省庁で構成する下記会議の開催
渇水対策省庁会議（局長レベル） 8 月 11 日に開催
渇水情報連絡会議（担当者レベル） 8 月 4 日、8 月 22 日に開催
 - (2) 関係省庁での体制の整備
農林水産省 8 月 4 日に「農業用水緊急節水対策本部」を設置
国土交通省 8 月 8 日に「国土交通省河川局渇水対策本部」を設置
 - (3) 現地での体制の整備
吉野川水系水利用連絡協議会（※）を 5 月 30 日、8 月 5 日、8 月 12 日、8 月 20 日、同幹事会を 5 月 30 日、7 月 17 日、7 月 29 日、8 月 4 日、8 月 11 日、8 月 19 日に開催
※メンバー 四国地方整備局、中国四国農政局、四国経済産業局、(独) 水資源機構、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、電源開発（株）、四国電力（株）
5. 会議の概要
 - (1) 四国を中心に厳しい状況にある渇水問題に対応するため、「渇水対策関係省庁会議」を 8 月 11 日に開催したところであるが、早明浦ダムの利水容量がゼロになる事態に至ることを目前に控え、これに対応するため「渇水対策関係省庁会議幹事会」を開催し、渇水情報の収集・交換及び意見交換を行った。
 - (2) 四国の吉野川では、このままとまった雨が降らなければ 30 日頃に早明浦ダムの利水容量がゼロになる見込みである。また、当面渇水状況が改善されるようなまとまった降雨は期待できないため、厳しい状況が当面続く見込みである。

- (3) 現時点において、関係機関において既に実施している措置及び今後講ずべき措置は別紙の通り。
- (4) 今後とも、さらに密接に情報交換を行うとともに、渇水対策関係省庁会議を適宜開催し、対応について万全を期することで合意した。

既に実施している措置

(・は吉野川水系に関する事項、○は全国に関する事項)

① 水源・用水の確保として

- ・ 家庭用井戸の活用（水質検査後、飲用等に使用）・・・高松市等
 - ・ 関係者等の理解を得て、香川用水の農業用水及び工業用水から水道用水への融通を実施（香川用水の取水制限率 60%。各用水の取水制限率：水道用水 43%、農業用水 64%、工業用水 80%）・・・香川県
 - ・ 工業用水の不足分を府中ダムから補給給水・・・香川県
 - ・ 香川用水の受水市町（8市5町）の自己水源のさらなる活用と節水努力の強化を前提に、自己水源量等を勘案して市町間の配分調整を実施・・・香川県
- 関係省庁においても、地元関係者間で円滑な調整ができるように所要の協力

② 給水支援として

- ・ 取水制限に伴う給水所の設置・・・高松市（8月21日から市内4カ所に給水基地、16カ所に臨時の応急給水所を設置）、三木町（8月4日から町内1カ所に給水所を設置）
 - ・ 香川用土地改良区に対して、各地域の水需要に応じた配水調整の実施の要請、土地改良区等に井戸等の既設農業用水源の有効利用を図るなど、一層の節水と適切な配水管理の指導・・・香川県
- 各農政局において所有している「災害応急用ポンプ」（258台）を必要に応じて貸出できるよう体制を整備（8月26日現在、中国四国農政局管内において、11台のポンプを土地改良区等へ貸出中）・・・農林水産省

③ 節水対策として

- ・ 県営住宅の入居者全戸に一層の節水協力依頼のチラシを配布・・・香川県
 - ・ 樹木の散水や水洗トイレ等に利用可能な下水処理水の平日の提供時間の延長及び土日・休日の提供・・・香川県
 - ・ 県立体育施設のトイレ、洗面所の一部使用停止、シャワーの使用停止、プールの利用時間の短縮・・・香川県
- 「少雨に伴う農業用水の計画的配水等について」の通知による計画的な配水等の指導（8月5日）・・・農林水産省

④ その他

- 気象庁、各管区气象台及び高松地方气象台等、渇水地域の当該气象台が、少雨の状況及び今後の見通しについて適宜情報を発表。異常気象分析検討会を開催し、7月以降の西日本を中心とした高温・少雨の要因及び今後の天候見通しについて見解を発表（8月8日）・・・気象庁
- 渇水時の水質汚濁及び地下水利用に伴う地盤沈下等の監視を徹底するよう事務連絡を発出（8月11日）（四国4県及び愛知県宛）・・・環境省

今後講ずべき措置

(・は吉野川水系に関する事項、○は全国に関する事項)

①水源・用水の確保として

- ・ 早明浦ダムの発電用水の水道用水(徳島用水へ $1.95\text{m}^3/\text{s}$ 、香川用水へ $1.90\text{m}^3/\text{s}$)に対する補給運用(早明浦ダムの利水容量がゼロになった時点で着手)
- ・ 緊急避難的に河川維持流量 $13\text{m}^3/\text{s}$ のうち吉野川本川では $8\text{m}^3/\text{s}$ 、旧吉野川においては $5\text{m}^3/\text{s}$ を超える部分での緊急取水を認める(早明浦ダムの利水容量がゼロになった時点で着手)・・・四国地方整備局
- ・ 早明浦ダム利水容量ゼロ後の緊急措置として、穴内川ダム及び大橋ダムに保有する渇水補給用水の緊急放流を四国電力に要請(緊急放流量:穴内川ダム [$2.0\text{m}^3/\text{s}$]、大橋ダム[自流の4割])・・・徳島県
- ・ 工業用水の全量を府中ダムからの配水に切り替え、供給を維持(早明浦ダムの利水容量がゼロになった時点で着手)・・・香川県

②給水支援として

- ・ 散水車等を配水車に転用して、地方自治体の給水活動を支援・・・四国地方整備局
- 自衛隊による給水活動について、知事の要請があれば迅速に対応・・・防衛省
- 給水制限に伴い給水が不可能な地域が生じた際には、応急給水確保の支援を関係団体と協力して調整・・・厚生労働省

③節水対策として

- ・ 県立病院において給水用タンクローリーの手配(時間給水時必要に応じて開始)・・・香川県
- ・ 県立総合水泳プールの一般利用の中止・・・香川県

④その他

- 少雨の状況及び今後の見通しについて適時適切に情報を発表・・・気象庁
- 渇水時における公共用水域の水質汚濁等に係る国及び地方公共団体による監視の徹底・・・国土交通省、環境省